

宮崎県公報

平成27年4月23日(木曜日) 第 2686 号

発 行 褊

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 37,200円

目 次	_		○道路の供用の開始・・・・・・(道路保全課)	3
	=		公 告	
		頁	○特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請・・・(蛞・龖・敤麵)	3
規則			○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市	
○宮崎県における自然環境の保護と創出に関する			町村の意見(商工政策課)	3
条例施行規則の一部を改正する規則	(自然環境課)	1	○肥料の登録・・・・・・(営農支援課)	4
告 示			○肥料の登録の有効期間の更新(″)	4
○救急病院の認定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(医療薬務課)	2	○肥料の登録の失効(″)	4
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(国保・援護課)	2	○基本測量の実施の通知・・・・・・(管理課)	5
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更	(")	2	教育委員会公告	
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出	(")	2	○落札者等の公告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
○指定障害福祉サービス事業者の指定	(障がい福祉課)	2	公安委員会公告	
○歳入の収納の事務の委託	(山村・木材振興課)	3	○警備員等の検定の実施について	· · 5

宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成27年4月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第35号

宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例施行規則(昭和48年宮崎県規則第48号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

(特別地区内の許可の基準)

る区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 工作物を新築すること。

ア・イ [略]

ウ 次に掲げる工作物

当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築 の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境 の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(ア) [略]

(イ) 海岸法 (昭和31年法律第 101号) 第2条第1項に規定 する海岸保全施設その他の海水の侵入又は海水による浸食 を防止するための施設

(ウ) [略]

(エ) 河川法(昭和39年法律第 167号)第3条第1項に規定 する河川その他の公共の用に供する水路又はこれらを管理 するための施設

(オ)~(ム) [略]

エ・オ 「略〕

改正後

(特別地区内の許可の基準)

第22条 条例第25条第 6 項の規則で定める基準は、次の各号に掲げ|第22条 条例第25条第 6 項の規則で定める基準は、次の各号に掲げ る区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 工作物を新築すること。

ア・イ [略]

ウ 次に掲げる工作物

当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築 の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境 の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(ア) [略]

(イ) 海岸法 (昭和31年法律第 101号) 第2条第1項に規定 する海岸保全施設(堤防又は胸壁にあっては、当該施設と 一体的に設置された樹林を除く。第25条第2号において同 じ。) その他の海水の侵入又は海水による浸食を防止する ための施設

(ウ) [略]

(エ) 河川法(昭和39年法律第 167号)第3条第1項に規定 する河川その他の公共の用に供する水路又はこれらを管理 するための施設 (樹林帯を除く。)

(オ)~(ム) [略]

エ・オ 「略]

平成 27 年 4 月 23 日 (木曜日) 第 2686 号

宮崎県公報

(2)~(10) 「略]

(特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公 共団体が行う行為)

第25条 条例第25条第10項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1)~(3) 「略]

(4) 河川法第3条第2項に規定する河川管理施設を改築し、若 しくは増築すること又は河川を局部的に改良することであって 河川の現状に著しい変更を及ぼさないもの

(5)~(8) [略]

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

宮崎県告示第 299号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第 8号)第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成27年4月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名	称	所	在	地
橘病院		都城市中町15	街区24号	

2 救急病院等の認定の有効期間

平成27年5月1日から平成30年4月30日まで

宮崎県告示第 300号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第49条(中国残留邦人等の 円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶 者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第30号)第14条第 4 項 においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、 医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のと おり指定した。

平成27年4月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
まさこの歯科クリニック	延岡市出北 6 丁目1662 - 1	平成27年 4 月10日
二葉薬局 小林中 央店	小林市細野1606-2	平成27年4月1日
はやみず薬局	都城市早水町4503- 1 43	平成27年3月2日

宮崎県告示第 301号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の 2 (中国残留邦人 等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第30号)第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定によ り、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。 (2)~(10) 「略]

(特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公 共団体が行う行為)

第25条 条例第25条第10項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1)~(3) 「略]

(4) 河川法第3条第2項に規定する河川管理施設<u>(樹林帯を除く。)</u>を改築し、若しくは増築すること又は河川を局部的に改良することであって河川の現状に著しい変更を及ぼさないもの

(5)~(8) [略]

平成27年4月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

名 称	所 在 地
和田クリニック	小林市堤3727番地 1

2 届出事項

指定医療機	変更年月日	
変更前	変更後	
せの内科クリニック	和田クリニック	平成27年4月1日

宮崎県告示第 302号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の 2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第30号)第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成27年 4 月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
医療法人社団田中 会庄内田中医院	都城市庄内町 12531番 地	平成26年12月1日
安田薬局	東臼杵郡門川町東栄町 2丁目4番14号	平成26年8月12日

宮崎県告示第 303号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指 定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成27年 4 月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事 業 所	1	害 福 祉ス 事業 所	指 定 障サービン	害 福 祉 ス 事 業 者	指定	サービスの	
番号	名称	所 在 地	名称	主たる事務 所の所在地	年月日	種類	
4512140205	4512140205 そよ風ステーショ ン		特定非営利活動法 人夜空の星 東臼杵郡門川町宮 ヶ原 5 丁目13番地			居宅介護 重度訪問介護	

宮崎県告示第 304号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成27年 4 月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委託した収納事務	委 託 先	委 託 期 間
林業・木材産業改善資金の貸付事業 に係る貸付金の元 利償還金及び違約 金の収納事務	宮崎県森林組合連合会宮崎州森林組合 西海 大村 田田	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

宮崎県告示第 305号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成27年4月23日から平成27年5月7日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年4月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路	線	道路	各の	政治夕	₽.	月日	供用開始の期日
番	号	種	類	路線名	区間		供用開始の期日
		国道		国道 2	西都市	市大字	平成27年 4 月23日
				19号	尾八	重字大	
					椎葉	518番	

17地先から 同市同大字 字楠之木16 37番 1 地先 まで

公

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成27年4月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

申請 年月 日	名	称	代表者	者の氏名	主たる事 務所の所 在地	定款に記載され た目的
平成 27年 4月 9日	特定非活動社れあい	生人ふ	岡村	光生	宮崎県東 臼杵郡門 川町南町 1丁目 5	このは 大は、 に で は は は に で が 生 を を き ま で で を に な い い 中 で 宮 が に な い い 中 で 宮 が い 内 の の る す で に 及 に を 目 的 と す と で と で と で と で と で と で と で と で と で

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、 当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成27年 4 月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - イオンモール都城駅前
- 都城市栄町4672番地 外34筆 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
- 法第6条第1項の規定による届出 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

平成27年2月1日

平成 27 年 4 月 23 日 (木曜日) 第 2686 号

宮崎県公報

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成27年4月23日から平成27年5月25日まで

肥料取締法(昭和25年法律第 127号)第7条の規定により、次の とおり肥料の登録をした。

平成27年4月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	- 		保証原	戈分量	その他の	生	登録年月日	
豆球留与	肥料の性類	肥料の石物	(9	6)	規 格	名 称	所 在 地	豆跡平月口
宮崎県第 1018号	肉骨粉	肉骨粉 5.7 -16	T N T P	5. 7 16. 0	その他制限事項 は公定規格のと おり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941 番地	平成27年1月 6日
宮崎県第 1019号	肉骨粉	肉骨粉 6.9 -14	T N T P	6. 9 14. 0	その他制限事項 は公定規格のと おり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941 番地	平成27年1月 6日
宮崎県第 1020号	肉骨粉	牛肉骨粉 5 -14	T N T P	5. 0 14. 0	その他制限事項 は公定規格のと おり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941 番地	平成27年 1 月 26日
宮崎県第 1021号	肉骨粉	牛肉骨粉 6 -12	T N T P	6. 0 12. 0	その他制限事項 は公定規格のと おり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941 番地	平成27年 1 月 26日
宮崎県第 1022号	蒸製骨粉	蒸製骨粉 5 -17	T N T P	5. 0 17. 0	その他制限事項 は公定規格のと おり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941 番地	平成27年 2 月 24日
宮崎県第 1023号	蒸製骨粉	蒸製骨粉 4 -18	T N T P	4. 0 18. 0	その他制限事項 は公定規格のと おり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941 番地	平成27年 3 月 31日

(注)「保証成分量(%)」欄の略号は、次のとおりである。

TN:窒素全量、TP:りん酸全量

肥料取締法(昭和25年法律第 127号)第12条第 2 項の規定により 、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

平成27年4月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)		保証成分量		保証成分量 その他の		生 産 業 者			録の
豆球留与	ルイソ性類	肥料の石物			規 格	名 称	所 在 地	有	効期間			
宮崎県第 960号	肉骨粉	豚肉骨粉	T N 9. T P 5.) la	その他制限事項 は公定規格のと おり	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941 番地		平成15年 4月18日 平成33年 4月17日			
宮崎県第 945号	配合肥料	くみあい粒 状配合追肥 4号	AN 8. WK 8. CMg 1. CP 4. 内WP 1.) 有量と) し は	含有を許される 有害成分の最大 量は公定規格の とおり その他制限事項 よ公定規格のと	宮崎県経済農業協 同組合連合会	宮崎県宮崎市霧島1丁目1番 地1		平成12年 3月31日 平成30年 3月30日			

(注)「保証成分量(%)」欄の略号は、次のとおりである。

TN:窒素全量、TP:りん酸全量、TK:カリウム全量、AN:アンモニア性窒素、WK:水溶性カリウム

CMg:く溶性苦土、CP:く溶性りん酸、WP:水溶性りん酸

肥料取締法(昭和25年法律第 127号)第14条の規定により、次の とおり肥料の登録は、失効した。

平成27年4月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	その他の	生 産 業 者		失効年月日
			(%)	規格	名 称	所 在 地	大刈牛月口
宮崎県第 888号	乾血及びそ の粉末	12.0乾血粉末	T N 12.0	その他制限事項 は公定規格のと おり		宮崎県西都市大字穂北3556番地6	平成27年2月 28日

(注)「保証成分量(%)」欄の略号は、次のとおりである。

TN:窒素全量

測量法(昭和24年法律第 188号)第14条第1項の規定により、基 本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通 知があった。

平成27年4月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
- 基本測量 (機動観測) 2 作業地域
- 宮崎県えびの市 3 作業期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

教育委員会公告

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。 平成27年4月23日

宮崎県立図書館長 福 田 裕 幸

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
 - 平成26年度宮崎県立図書館システム更新業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 宮崎県立図書館総務・企画課企画担当(宮崎県立図書館1階) 宮崎市船塚3丁目210番地1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成27年2月16日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社富士通マーケティング 宮崎市錦町1番10号及び富士 通リース株式会社 福岡市博多区東比恵3丁目1番2号
- 5 随意契約に係る契約金額

104, 426, 280円

6 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める 政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号に基づく随意 契約

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第7号

警備業法(昭和47年法律第 117号)第23条に規定する、警備員又 は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員 会と共同で、次のとおり実施する。

平成27年4月23日

宮崎県公安委員会委員長 佐 藤 勇 夫

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種	別	級	実	施	日	時
施設警	備	1級	平成27年7 後5時ころ			9時から午

- ※ 当日の受付は、午前8時30分から午前9時までの間に済 ませること。
- 2 実施場所 鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県警察本部
- 3 定員 15人(鹿児島県公安委員会が受付する受検者を含むものとし、 受付先着順とする。)
- 4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している 警備員で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規 則第20号。以下「検定規則」という。)第8条第1号に該当す る者
- (2) 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委 員会から施設警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を 受けているもの
- 5 検定申請手続
- (1) 受付期間、時間

平成27年6月8日(月)から6月19日(金)まで(土曜日、 日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 検定申請書等提出先

申請者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警 察署(郵送による提出は認めない。)

- (3) 提出書類
 - ア 検定申請書 1通
 - イ 住所地を疎明する書面(宮崎県内に住所を有する者に限る
 - ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面(宮崎県外に 住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)
 - エ 写真 2 枚 (申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメート ル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身 像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)
 - オ 施設警備2級検定合格証明書の写し及び施設警備2級検定 合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事し た期間が1年以上であることを証する書面(検定規則第8条 第1号に規定する者)
 - カ 1級検定受験資格認定書(検定規則第8条第2号に規定す る者に限る。)
 - キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県証紙により 納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合に も返還しない。

7 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の 実技試験は行わない。

- (1) 学科試験の内容
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
 - エ 施設警備業務の管理に関すること。
 - オ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における 応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験の内容
 - ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
 - イ 施設警備業務の管理に関すること。
 - ウ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における 応急の措置に関すること。

8 その他

- (1) 受検票は、当日検定会場で交付する。
- (2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴等を持参すること
- (3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定に関する目的以外には使用しない。
- (4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全 企画課警備業係(電話番号0985-31-0110)に行うこと。